

別表六(十六)

「19」欄及び「24」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(十六)

平二十六・四・一以後終了事業年度分

国際戦略総合特別区域の名称	1					
措法第42条の11第1項各号の該当号	2	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
特定国際戦略事業の内容	3					
資 種 類	4					
産 構造、設備の種類又は区分	5					
区 細 目	6					
分 取 得 年 月 日	7	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
特定国際戦略事業の用に供した年月日	8	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
取	「19」欄	額又は制作価額	円	円	円	円

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の11第2項」
 ② 「区分番号」欄:「00301」
 ③ 「適用額」欄:当該別表六(十六)「19」欄の金額(円単位)

当期	(11)の合計	12		前期繰越税額基準額残額 (16) - (17)	20	
期	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	13		繰越税額控除限度超過額 (26の計)	21	
分	税 額 控 除 限 度 額 $(12) - (13) \times \frac{15}{100} + (13) \times \frac{8}{100}$	14		同上のうち当期繰越税額控除可能額 (20)と(21)のうち少ない金額	22	
	当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	15		法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「22の②」)	23	
	当期税額基準額 $(15) \times \frac{20}{100}$	16		当期繰越税額控除額 (22) - (23)	24	
	当期税額控除可能額 (14)と(16)のうち少ない金額	17		法人税額の特別控除額 (19) + (24)	25	
	法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「23の②」)	18				
	当期税額控除額 (17) - (18)	19				
翌期繰越税額控除限度超過額の計算						
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	26	当期控除可能額等	27	翌期繰越額 (26) - (27)	28
		26		27		28

「24」欄

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の11第3項」
 ② 「区分番号」欄:「00302」
 ③ 「適用額」欄:当該別表六(十六)「24」欄の金額(円単位)

合 計				
機 械 設 備 等 の 概 要				